

販売一般条件

条件

1. ブルックス・ジャパン株式会社（「ブルックス」）の販売一般条件（「本条件」）は、ブルックスの親会社 Brooks Automation Inc.（「Brooks」）が製造し、ブルックスがOEM またはエンドユーザー（「顧客」と総称する）に販売する製品に適用される。これらの製品は Granville-Phillips®、CTI-Cryogenics®、vacuum technology components or systems（「製品」と総称する）を含む。また、本条件は、ブルックスの関連サービスにも適用される。これらのサービスは、保守、リペア修理・エクスチェンジ修理、リモートデータ解析サービス、サービス契約（「サービス」と総称する）を含む。これらの販売は、販売の時点で有効なブルックスの保証およびエクスチェンジ条件によるものとする。
2. 顧客が新規に追加した別途条件は、無効とする。本条件の一部が違法または無効と判定された場合も、その他の条件は有効とする。

注文

3. 全ての注文は、権限のあるブルックスの代表者が承諾した場合に、有効となる。ブルックスは、価格の誤りを含むブルックス ウェブサイト上の誤りに起因する注文を拒否またはキャンセルする権利を持つ。注文承諾により、当該注文は（保証およびエクスチェンジ条件を含む）、製品およびサービス条件に関する両当事者間の完全な合意となる。注文承諾は、それ以前の合意、提案、見積、了解に優先するものとする。
4. 顧客は、ブルックスの書面による明白な、事前の承認ないには、注文を譲渡できない。

価格

5. 製品およびサービスの見積は、別途取り決めなき限り、30日間有効とする。

ただし、ブルックスの合理的なコントロールを超える価格またはその他の状況変化のある場合は、見積価格は上方修正されることがある。

その他の費用

6. 製品およびサービスの価格以外に、顧客は次のような費用を支払わなければならない。

運送料、保険料、税金、関税、通関費用及びその他の費用、販売、使用、消費に課せられる税金その他同様の費用、通関業者、乙仲の費用、領事費用、文書費用、輸入関税（「その他の費用」と総称する）

信用

7. 顧客は、信用条件を制定・継続するためにブルックスが適時要求する財務情報を提出するものとする。
8. ブルックスは、顧客の信用限度により注文を保留することができる。またその独自判断により顧客の信用限度許可を拒否したり、既存の信用限度を変更することができる。信用限度が承認された場合、顧客は銀行振込、または手形にて支払うものとする。
9. 信用限度が許可されない場合、ブルックスは注文を承諾しなくともよいものとする。その場合顧客は銀行小切手、銀行振込み、または取消不可能銀行信用状による前払いが必要となる。

支払条件

10. ブルックスは、製品出荷後直ちに請求書を発行する、またサービスの場合は事前に、または月初に前月発生の一時的費用と共に請求書を発行する。
11. 別途取り決めある場合を除き、顧客は請求書日付から 30 日以内に日本円で支払うものとする。顧客による相殺、差し引きは認められず、請求書全額を支払うものとする。
12. 顧客は銀行振込、または手形にて支払うものとする。
14. 顧客の支払能力なしとブルックスが判定する場合、または支払期日に支払われない場合は、支払が実行されるまでブルックスは製品の納入およびサービスの提供を差し止め、注文をキャンセルすることができる。この場合も、出荷済みの製品および提供済みのサービスに対する顧客の支払義務は残る。

キャンセルおよび解約

15. 顧客は製品の注文をキャンセルできるが、その場合次の弁金を支払うものとする：
出荷前のキャンセル：キャンセル料 10%

出荷後のキャンセル：再在庫料25% 及びその他の費用

1週間以上出荷を遅らせる場合は、キャンセルとみなす。

16. 顧客は、サービス期間満了前にサービスを解約することができる。但し期間満了までの12ヶ月以内のサービス料金を支払わねばならない。
17. 債務不履行による解約は、ブルックスが当該債務不履行の書面による通知を受領後30日以内にかかる債務不履行申立の訂正ができなくなるまでは、有効とされない。反対の場合でも、債務不履行または解約により顧客から被った費用は、ブルックスは一切責任を負わない。

製品納入

18. 製品納入条件は、「納込渡し」とする。第6条記載の「その他の費用」は価格に含まれるが、消費税は別建てにて請求する。
19. ブルックスの納入期日は、確定日ではなく、その日に納入できなくともブルックスは責任を負わない。またブルックスは、分割納入することもできる。
20. 注文数量と異なる数量が納入された場合も、顧客は納入を受け入れて、納入製品の代金を支払う義務を免れるものではない。

輸出規制法規の遵守

21. 顧客は、米国および日本国の輸出規制関連法規を遵守し、またブルックス製品およびこれに関連する技術情報を外国に再輸出しないものとする。

限定保証 および 救済策

24. 製品は商業上の一般グレードであり、航空機、ミサイル、宇宙探索等、構成部品の欠陥が人間や資産に重大なる損害を及ぼす如き物品への使用を目的とはしていない。
25. 再生製品は、新品生産と同一のテスト規格、生産過程および管理を以って、新品の作動基準に合わせて再生産されたものである。
26. ブルックスは、顧客への納品以降、別途取り決めた且つその時点で有効な保証期間中、製品は欠陥のないことを保証する。

27. ブルックスは、ブルックス製のソフトウェアがプログラム通り作動することを保証する。ただし、当該ソフトウェアが欠陥のないこと、または当該ソフトウェアまたはその関連製品が連続作動することは保証しない。
28. 保証条件に合致しない場合、ブルックスの裁量および費用負担（修理済みまたは交換製品の輸送費を含む）により、当該製品を修理するか、または交換することが唯一の救済策である。顧客は、欠陥発見後 30 日以内にブルックスに通知し、また交換製品の購買注文書を発行せねばならない。もし交換されるべき製品が交換品返却期間内に顧客から返却されない場合は、ブルックスは交換費用を請求するものとする。

否認

29. ブルックスは、明示、黙示を問わず、本条件以外に製品またはサービスに関する保証は行わない。保証と明確に確認された場合以外、製品のデータシートに記載された仕様は、性能の目標であり、保証ではない。ブルックスは、製品の商品適合性、または特定の目的、使用に対する適合性、または知的財産権の侵害に関する事項の保証は行わない。
30. ブルックスの承認していない製品の改造、顧客の誤った使用による欠陥、純正部品でない部品の使用またはサービスによる損害については、ブルックスは保証しない。その判定はブルックスの判断に基づくものとする。
31. 上記の保証否認は、製品価格およびサービス料金に反映されていることを、顧客は認識するものとする。

修理および交換

32. 保証期間を過ぎた後、顧客は有料で製品の修理または交換を注文することができる。顧客は、交換製品の出荷後 14 日以内に、不適合製品を返還するものとする。不適合クライオポンプまたはコンプレッサーが返還されない場合は、\$ 7,500 相当の交換費用を、また不適合モジュールおよび冷凍機が返還されない場合は、\$ 4,000 相当の交換費用を、ブルックスは顧客に別途請求できるものとする。

製品返送

33. 製品を修理、交換等のため送り返す場合、顧客はブルックスから RMA 番号（返還物品承認番号）を発行してもらい、ブルックスの運送指示に従わねばならない。返

還製品は全てパッキング材と一緒に当初出荷されたカートンに入れ、運賃先払いで出荷しなければならない。RMA番号は箱の表面に明確に記入すること。

34. 返送冷蔵庫、ポンプおよびゲージ（ハイバキューム製品）の返送の場合、無害・安全証明を同梱し、また出荷の際ブルックスに別途ファックスするものとする。ブルックスは、生物災害危機、放射性物質にさらされたハイバキューム製品および有機金属または水銀（受入不可能危険）を受け入れないものとする。顧客は、受入不可能危険を含むハイバキューム製品の返送に起因する人的被害、財産損害および廃棄・洗浄費用に関する費用およびクレームからブルックスを免責し、害を及ぼさないものとする。
35. ブルックスは次のものは運賃着払いで、顧客に返送するものとする；a) RMA番号なしに出荷されたもの、b) ブルックスの指示に従わずに出荷されたもの、c) 無害安全証明なしに出荷された、または受入不可能危機にさらされたハイバキューム製品、d) 交換製品出荷後60日以上経って返送された不適合製品。

責任の限界

36. 如何なる場合も、顧客およびブルックスは、逸失利益または収入、停止または遅延のコスト、データの喪失または損壊を含む、懲罰的、特別、付随的、派生的または間接的な損失または損害に対しては責任を負わないものとする。
37. ブルックスに対するクレームの顧客による回収限度は、如何なる場合でも、クレームの原因となった製品またはサービスに関して顧客が支払った金額を超えないものとする。
38. ブルックスが顧客の設計、仕様、指示に従ったことによるクレーム、ブルックス以外の第三者が製品を変更、修理したことによるクレーム、および製品、その使用に関する第三者からのクレームについては、ブルックスは責任を負わないものとする。

知的財産

39. 所有権の移転は、ブルックスが供給した製品を生産する権利を顧客に譲渡したものではない。
40. ソフトウェア ライセンス契約により明白に許可された以外は、顧客はソフトウェアおよび知的財産を使用するライセンスを取得するものではない。

- 4 1. ブルックスが供給したソフトウェアを顧客がコピーすること、製品とは別個に第三者に供給すること、修正、ディコムパイル、リバースエンジニアリング、ソースコードの引き出しは禁止されている。また米国、日本および国際的輸出法に違反してソフトウェアおよび関連する技術を輸出したり、製品の使用以外の目的でソフトウェアを使用したりしてはならない。

不可効力

- 4 2. 自然災害、サプライヤー等の業者および政府機関の行為、通信障害、輸送障害、戦争、テロ等を含む、ブルックスの管理の及ばない事象に起因する義務の不履行または納入の遅延については、ブルックスは責任を負わない。不可抗力のためブルックスの義務履行の遅延はあり得るし、ブルックスは未納部分を責任なしに解約することが出来る。

紛争

- 4 3. 本条件は、日本国法に支配され、それに従い解釈される。また全ての訴訟については、東京地方裁判所の管轄に服するものとする。
- 4 4. 顧客が期日通りに支払を行わない場合、ブルックスはその回収費用、弁護士費用、月毎の遅延金利 1.5%（または最高法定金利）を請求するものとする。

以上